

(自治法)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前 4 項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 以下省略

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 項以下 略

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

1. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係る債権

2. 過料に係る債権

3. 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）又は国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

4. 預金に係る債権

5. 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

6. 寄附金に係る債権

7. 基金に属する債権

(自治法)

第 14 条

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 226 条 市町村は、第 238 条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

附則

第 6 条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

3.下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

(国民健康保険法)

(滞納処分)

第 7 9 条の 2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

(介護保険法)

(滞納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

(道路法)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 以下省略

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

(負担金等の強制徴収)

第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(茨城県道路占用料徴収条例)

(占用料)

第2条 道路の占有(以下「占有」という。)をする者(以下「占有者」という。)は、別表の定めるところにより、占用料を納付しなければならない。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

(目的)

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

1. 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

2. 配偶者の生死が明らかでない女子

(以下省略)

(母子福祉資金の貸付け)

第13条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

1. 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

2. 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金

(以下省略)

(父子福祉資金の貸付け)

第31条の6 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童(・・・)に対し、・・・、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(以下省略)

(寡婦福祉資金の貸付け)

第32条 第13条第1項及び第3項の規定は、寡婦(・・・)について準用する。(以下省略)

(茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則)

(母子・父子福祉団体の貸付申請)

第3条 法第14条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体(以下「申請団体」という。)は、貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。(以下省略)

(貸付けの決定)

第5条 知事は、第2条又は第3条の規定による貸付申請書の提出があつたときは、母子福祉資金の貸付けの可否を決定し、母子福祉資金貸付申請者又は申請団体に対して貸付決定通知書又は貸付不承認決定通知書を交付するものとする。

(借用書の提出)

第6条 前条の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、次に掲げる者が連署した借用書を、速やかに、知事に提出しなければならない。(以下省略)

(自治法)

(金銭債権の消滅時効)

第236条

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(自治令)

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（民法）

（催告）

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、・・・をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（茨城県財務規則）

（督促）

第 57 条 歳入徴収者は、税外諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促伝票（督促状・領収証書、収入票及び収納済通知票をいう。以下同じ。）を発しなければならない。

2 督促伝票において指定すべき期限は、特別に定めのあるもののほか、当該督促伝票の発付の日から 15 日以内とする。

（水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入を納期限までに納付しない者に対する延滞金及び督促手数料については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び水戸市市税条例（昭和 51 年水戸市条例第 32 号）の例による。

（自治令）

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

3. 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（民法）

（隔地者に対する意思表示）

第97条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 省略

（期限の利益の喪失）

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2. 以下省略

（期限前の債務等の弁済）

第930条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令）

（一時償還）

第十六条 道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、・・・当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 二 償還金の支払を怠つたとき。

（地方税法）

（書類の送達）

第20条

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、（以下省略）の他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常の手配による郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を送付した場合には、・・・、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(公示送達)

第20条の2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(自治法)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(・・・)、和解(・・・)、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

(自治令)

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

3. ～4. 省略

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(民法)

(和解)

第 695 条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(水戸市財務規則)

(履行延期の特約の期間)

第 261 条 財産事務取扱者は、令第 171 条の 6 第 1 項に規定する履行期限延長の特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をする場合においては、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合においては、当該履行延期の特約をする日)から 5 年(令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当する場合においては、10 年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る担保及び利息)

第 262 条 財産事務取扱者は、令第 171 条の 6 の規定により債権について履行延期の特約等をする場合においては、担保を提供させ、かつ、市長が一般金融市場における金利を勘案して別に定める利息を付すものとする。ただし、同条第 1 項第 1 号に該当する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 財産事務取扱者は、前項の規定により担保を提供させる場合において、債務者が担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、期限を指定して履行延期の特約等をした後においてその提供を求めなければならない。
- 3 財産事務取扱者は、既に担保の付されている債務について履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分でないとき認めるときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。
- 4 財産事務取扱者は、その所管に属する債権(債務名義のあるものを除く。)について履行延期の特約等をする場合においては、当該債権に確実な担保がされている場合その他特別の事情がある場合を除き、債務者に対し、期限を指定して債務名義の取得のために必要な行為を求めなければならない。
- 5 第 259 条の規定は、履行期限の延長に伴い提供を受ける担保についてこれを準用する。

(履行延期の特約等に対する条件)

第 263 条 財産事務取扱者は、履行延期の特約をする場合においては、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (2) 次に掲げる場合においては、債権の全部又は一部について、延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

- ア 債務者が市に対して不利益を及ぼすようにその財産を隠匿し、毀損し、若しくは処分したとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき。
- イ 債権を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
- ウ 第 256 条第 1 項各号のいずれかに掲げる理由が生じたとき。
- エ 債務者が前号に規定する条件その他の履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。
- オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当と認められるとき。

(平 25 規則 15・一部改正)

(履行延期の特約等の申請書)

第 264 条 履行延期の特約等を申請しようとする者は、履行延期申請書(様式第 130 号)を提出しなければならない。

- 2 財産事務取扱者は、前項の履行延期申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、令第 171 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことがやむを得ないと認めるときは、市長の決定を受けなければならない。
- 3 財産事務取扱者は、前項の規定により履行延期の特約等が決定されたときは、直ちに履行延期承認通知書(様式第 131 号)を作成し、債務者に送付しなければならない。

(履行延期の特約等をした債務の免除)

第 265 条 債権及びこれに係る損害賠償金等の免除を受けようとする者は、債務免除申請書(様式第 132 号)を提出しなければならない。

- 2 財産事務取扱者は、債務者から前項の規定により債務免除申請書の提出を受けた場合において、令第 171 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定に該当し、かつ、当該債権、損害賠償金等を免除することがやむを得ない理由があると認めるときは、市長の決定を受けてこれを免除することができる。
- 3 財産事務取扱者は、前項の規定により債権の免除が決定されたときは、債務免除承認通知書(様式第 133 号)により債務者及び会計管理者に通知しなければならない。

(平 19 規則 34・平 25 規則 15・一部改正)

(民法)

(時効の中断事由)

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(地方税法)

第 3 3 1 条

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第333条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

(国税徴収法)

(質問及び検査)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（・・・）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第142条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
- 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(官公署等への協力要請)

第146条の2 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(個人情報保護法)

(第三者提供の制限)

第二十三条個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(茨城県個人情報の保護に関する条例)

(個人情報の収集の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令又は条例の規定に基づき収集するとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護を目的として収集するとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (5) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受ける場合であって、提供を受けて収集することについて相当な理由のあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上、本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は当該事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき、その他本人以外から収集することについて相当な理由のあるとき。

2 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第23条第1項、第48条及び第60条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の

地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(地方税法)

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(恩給法)

第五十八条ノ四 普通恩給ハ恩給年額百七十万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ恩給年額ノ一部ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額百七十万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ五割

ヲ超ユルコトナシ

一 ～四 省略

- 2 前項ノ恩給外ノ所得ノ計算ニ付テハ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）ノ課税総所得金額ノ計算ニ関スル規定ヲ準用ス
- 3 第一項ノ恩給外ノ所得ハ毎年税務署長ノ調査ニ依リ裁定庁之ヲ決定ス
- 4 以下省略

（生活保護法）

（資料の提供等）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 省略

- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（公営住宅法）

（収入状況の報告の請求等）

第三十四条 事業主体の長は、・・・の規定による家賃の決定、・・・の規定による家賃若しくは金銭の減免、・・・の規定による敷金の減免、・・・の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、・・・の規定による明渡しの請求、・・・の規定によるあつせん等又は・・・の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(弁護士法)

(報告の請求)

第 23 条の 2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(地方自治法施行令)

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(放棄)

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

2 省略

(江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則)

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(自治法)

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(自治令)

(免除)

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条（注：【p 16】）の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(専決処分)

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

(放棄)

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（・・・）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

二 破産法（・・・）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(水戸市債権管理条例)

(非強制徴収債権の放棄)

第6条 市長等は、非強制徴収債権(市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権を除いたものをいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該非強制徴収債権及びこれについて既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 消滅時効が完成したこと。

(2) 債務者である法人の清算が終了したこと(当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について各号のいずれかに該当する事由がないときを除く。)

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれること。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたこと。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権の放棄をしたときは、議会に報告しなければならない。

(自治法)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは・・・職員について、・・・と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、・・・、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。(2項以下略)

(住民訴訟)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、・・・監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは・・・議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は・・・監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が・・・措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。3. 当該執行機

関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求 4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、(以下省略)

(民事訴訟法)

(自白の擬制)

第 159 条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。

3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときはこの限りでない。

(和解調書等の効力)

第 267 条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(和解に代わる決定)

第 275 条の 2 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第 3 項の期間の経過時から 5 年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

3 第 1 項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から 2 週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

5 第 3 項の期間内に異議の申立てがないときは、第 1 項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

- 二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則）

（督促後の期間）

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

（民法）

（消滅時効の進行等）

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

（自治法）

（金銭債権の消滅時効）

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（民法）

（時効の効力）

第 144 条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

（時効の援用）

第 145 条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第 146 条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第 168 条 定期金の債権は、第 1 回の弁済期から 20 年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から 10 年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

(三年の短期消滅時効)

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から 2 年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から 5 年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、2 年間行使しないときは、消滅する。

1. 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

2. 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権

3. 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1 年間行使しないときは、消滅する。

1. 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

2. 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

3. 運送賃に係る債権

4. 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

5. 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(商法)

(一方的商行為)

第 3 条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2 当事者の一方が 2 人以上ある場合において、その 1 人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

(定義)

第 4 条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

(絶対的商行為)

第 501 条 次に掲げる行為は、商行為とする。

1. 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
2. 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
3. 取引所においてする取引
4. 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第 502 条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

1. 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
2. 他人のためにする製造又は加工に関する行為
3. 電気又はガスの供給に関する行為
4. 運送に関する行為
5. 作業又は労務の請負
6. 出版、印刷又は撮影に関する行為
7. 客の来集を目的とする場屋における取引
8. 両替その他の銀行取引
9. 保険
10. 寄託の引受け

11. 仲立ち又は取次ぎに関する行為

12. 商行為の代理の引受け

13. 信託の引受け

(附屬的商行為)

第 503 条 商人がその營業のためにする行為は、商行為とする。

2 商人の行為は、その營業のためにするものと推定する。

(商事消滅時効)

第 522 条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(会社法)

(商行為)

第 5 条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。